

NRシリーズハードウェア保証約款

NRシリーズ保証約款(以下、「本約款」と記載します)は、株式会社フーバーブレイン(以下、「フーバーブレイン」と記載します)が、お客様に販売するNRシリーズハードウェア機器(以下、「製品」と記載します)に関する保証と修理について規定しています。

第1条. 定義

本約款において、次の用語はそれぞれ以下のとおり定義します。

- (1)「保証書」とは、フーバーブレインが製品名および保証期間を記入した上で、お客様に提示する証明書のことをいう
- (2)「故障」とは、フーバーブレインがマニュアル等で指定する方法によってお客様が製品を使用された場合に、フーバーブレインの提示する仕様どおりに製品が機能しない状態をいう
- (3)「無償修理」とは、製品の故障が発生した場合に、フーバーブレインの負担で実施される当該故障箇所の修理をいう
- (4)「有償修理」とは、製品が故障したが、「第2条 無償保証」が適用されない場合に、お客様の費用負担でフーバーブレインが実施する当該故障箇所の修理をいう
- (5)「製品」とは、お客様に一括納品されたもののうち、付属品および添付品を除いた本体部分のみをいう

第2条. 無償保証

お客様は、保証書に記載された保証期間内に製品が故障した場合、遅滞なく修理を申し出ることにより、フーバーブレインの無償修理サービスの適用を受けることができます。ただし、保証期間内であっても、以下の場合には適用対象外とします。

- (1)お客様が修理を申し出られる際、保証書を提示いただけない場合
- (2)提示いただいた保証書の製品名および製品シリアルNo.等、重要事項について、未記入や不自然な修正、虚偽の記載が認められた場合
- (3)お客様による運送または移動の際の落下または衝撃等に起因する故障または破損の場合
- (4)お客様による使用上の誤り、改造、修理、またはフーバーブレイン指定外の機器との接続に起因する故障または破損の場合
- (5)火災、地震、落雷、風水害、その他天変地異、または異常電圧など外的要因による故障または破損の場合
- (6)消耗部品が自然磨耗または自然劣化したことによって発生し、当該消耗部品の交換により改善される場合
- (7)前各号の他、お客様の故意または重大な過失による使用方法に起因したと認められた場合

第3条. 修理

本約款による修理は、次の各号に規定する条件の下で実施されるものとします。

- (1)保証書に記載された保証期間内で、かつ「第2条 無償保証」の適用対象外となる各条項に該当しない故障の場合は、故障した本製品の修理は、フーバーブレインの負担で実施します。
- (2)(1)に該当せずに故障した本製品の修理は、お客様の負担による有償での修理となります。修理費用は都度見積とします。
- (3)修理は、製品の分解または部品の交換若しくは補修により実施します。ただし、修理が困難な場合や修理費用が製品価格を上回る場合、またはその他フーバーブレインの裁量により、保証対象の製品と同等またはそれ以上の性能を有する他の製品との交換になる場合があります。
- (4)ハードディスクに故障が発生し、修理する場合は、故障の内容により、ディスク若しくは製品を交換する場合またはハードディスクをフォーマットする場合があります。修理に伴ってデータの消失が発生した場合であっても、フーバーブレインは記憶されたデータに関する、一切の責任を負わないものとします。
- (5)無償修理により、交換された旧部品または旧製品等は、すべてフーバーブレインの所有に属するものとし、フーバーブレインにて適宜廃棄処理とします。
- (6)有償修理により、交換された旧部品または旧製品等は、フーバーブレインにて適宜廃棄処理とします。

ただし、修理の申し出の際に予めお客様から明示があった場合、旧部品等を返却することができません。ただし、部品の性質上お客様のご意向に添えない場合があります。

第4条. 免責事項

- (1) お客様が購入された本製品に対するフーバーブレインの保証および損害賠償責任は、本製品の販売時の購入代金を上限とします。
- (2) 本製品に隠れた瑕疵があった場合、フーバーブレインは当該瑕疵を無償で補修または瑕疵のない製品または同等品に交換することとします。なお、当該瑕疵に派生したすべての損害について、フーバーブレインは一切責任を負わないものとします。
- (3) フーバーブレインはハードディスク等のデータ記憶装置のデータの消失または破損に関する責任は一切負わないものとします。ハードディスク等に保存されたデータのバックアップは、お客様の責任によるものとします。

第5条. 有効範囲

本約款は、日本国内においてのみ有効です。海外での使用について、フーバーブレインはいかなる一切の保証をいたしません。

第6条. 準拠法および管轄

本約款は日本国法に準拠するものとします。本契約書に関連して、疑義あるいは紛争が発生した場合、第一審の管轄裁判所はフーバーブレインの本店を管轄する裁判所とします。

株式会社フーバーブレイン

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 4-1 22F

Copyright © 2018 Fuva Brain Limited. All Rights Reserved.